

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた商工組合中央金庫が、同日の直前まで、この告示の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出にする当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、この告示の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（第四条において「新告示」という。）第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「商工組合中央金庫を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところによ

り判定された手法とし」とあるのは、「商工組合中央金庫を基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正）

第三条 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年^{金融}経^融済^業産^省告^示第^四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

【別葉を挿入】

（リスクリテンションに係る経過措置）

第四条 商工組合中央金庫がこの告示の適用の日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャー
ーのリスク・ウェイトについては、当該商工組合中央金庫がその保有を継続している場合に限り、新告示
第二百三十一条第三項の規定は、適用しない。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十六条第一項本文（新告示第百三十九条第六項及び第百四十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、商工組合中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十六条第一項本文（新告示第百三十九条第五項、第百四十七条第五項、第二百四十三条第二項及び第二百五十三条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、商工組合中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。